

議会運営委員会

日 時 令和3年8月18日（水） 午前10時～
場 所 全員協議会室

1 議会活性化の検討について【別紙No.1～4】

（1）早期検討項目について

2 幹事長（会派代表者）討論（案）について【別紙No.5】

3 その他

（1）今後の日程について

議会運営委員会

8月23日（月）10：30～ 9月議会議案送付

※議運事前調整 8月20日（金）11：00～

8月30日（月） 時間未定 9月議会再開日（議案表決関連）

※議運事前調整 8月30日（月）時間未定

その他委員会等の日程

8月24日（火）10：00～ 政策研究会

8月25日（水）10：00～ 環境市民厚生決算分科会

10：00～ 産業建設決算分科会

13：30～ 公共交通対策特別委員会 意見交換会

8月26日（木）10：00～ 総務文教常任委員会・決算分科会

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋

ver030818

No.	分類	項目	《主な意見》 《決定事項》	検討 結果	検討 優先度
2	機能 強化	本会議場での休憩時間の取り扱い	《主な意見》 ・2人質問して休憩する形を繰り返してはどうか。 ・本会議中に席を立つことがなくなるように、休憩時間はしっかりと確保すればよい。 ・連続2人で休憩を挟んでも、日程は大きくずれないのではないか。これまでどおり3日間の日程で可能ではないか。 ・1日の終わりの時間が遅くなるようであれば、4日間でもよいのではないか。 ・日程にこだわることなく、4日間で余裕をもって対応してはどうか。できるだけ時間内に終わる日程とするほうが、理事者側も事務局もよいと思うし、アクシデントにも対応できる。 ・職員の勤務時間のことも含めて、働き方改革の観点からすれば、初めからあまり遅くまでの日程は組めない。 ・コロナ禍でもあり長時間になることは避けたほうがよい ・日程を1日延ばすことで、後の審議時間が短くなったり、予備日がなくなるのであれば本末転倒である。 《決定事項》 ・6月議会・9月議会・12月議会の一般質問については、連続2人までを最大とし、引き続く場合は休憩を挟む。 ・<u>一般質問3日間と4日間の2案について、休憩時間を考慮したシミュレーションで表にして、次回検討する。(事務局資料作成)</u> ※議場内へのマイボトルの持ち込みについては、既に6月議会で実施しており、当面続けていく。	検討継続	①
4	機能 強化	決算事務事業評価の再考	《決定事項》 ・決算審査資料である令和2年度決算に関する主要施策報告書(8月23日配付予定)が届き次第、各常任委員会分科会で事前勉強会を実施して、決算審査に臨む。 ※なお、従来どおりの分科会方式、事務事業評価等により、決算審査を実施する。	検討終了	①
6	機能 強化	一般質問の個人質問時間配分の変更	《主な意見》 ～代表質問について～ ・今の形には違和感があるので、整理できたらよい。質問と答弁を一体にする考え方で、2人目の答弁を前倒しするか、2人目以降を午後にしてはどうか。 ・できるだけ時間内に終わることを考えると外れることになるので、これまでどおりとするのがよい。 ・代表質問を1日目に4人集めずに、一般質問の日数を増やし、個人質問と組み合わせて2日目以降にも代表質問を割り当てることで、対応は可能である。 ・質問と答弁の間が1時間空くことは、本人だけでなく傍聴者のこともあるので、できれば続けて実施するほうが望ましい。 ・3月議会の日程はハードなので、予備日はしっかり確保していきたい。 ・2日目以降で工夫ができるのであれば、代表質問2人目の質問と答弁のインターバルをなくしていける。 ・常に議論できる時間を確保することで通年議会となった。それを生かす方法を考えないといけない。 ・施政方針に対する代表質問となるので、日程を窮屈にせずにしっかりそこで議論していきたい。 ～個人質問について～ ・会派按分するとどうしても時間オーバーしてしまう。せっかく通告しても時間がなくなって質問できなくなることがある。 ・あくまでも議員個人の質問権であり、会派の按分ではない。 ・以前は全ての議会で代表質問があり、個人質問を限定する形をとっていたが、今は3月議会だけ従来の形が残っている。議員も答弁込みの個人質問に慣れているので、3月議会も答弁込みの時間設定にしたらよい。 ・3月議会における個人質問の実績が約40分であることから、答弁含む40分についても検討したい。年度末で会期を延ばしにくい状況であることから、選択肢の一つとして示したい。 《決定事項》 ・3月議会の個人質問についても、ほかの議会と同様、質問と答弁を合わせた時間設定の形とする。 ・<u>4会派が代表質問を1日で行う先入観は外して検討し、個人質問については、答弁含む40分と45分のシミュレーションを作成する。(事務局資料作成)</u>	検討継続	①

議会活性化検討項目一覧(令和3年度) ①早期検討抜粋

ver030818

No.	分類	項目	《主な意見》 《決定事項》	検討 結果	検討 優先度
10-2	機能 強化	本会議場のBGM	《決定事項》 ・本会議開始前と休憩時(本会議再開前)に20分程度、議場内にBGMを流す。 ・事務局が選曲し、正副議長と正副委員長に相談の上、決定する。	検討終了	①
11	情報 共有	亀岡市ホームページに合わせた、亀岡市議会のページのリニューアル	《主な意見》 ・広報プロモーション課と協力してできるだけよいものにしていきたい。 ・議会運営委員会で細かく作業していくことは難しいので、広報広聴会議で検討いただき、最終的な内容が決定すれば報告を受けて進めていきたい。 ・サブサイト以上のことをしていくことになると予算措置が必要となるので、そのときは議長からもお願いしていただきたい。 《決定事項》 ・ <u>広報プロモーション課と連携して、広報広聴会議(検討体制③その他)で作業していただく。</u>	検討継続	① ↓ ③
12	情報 共有	会派の行政視察報告をホームページで公開	《主な意見》 ・ホームページで公開する以上は、統一した様式としたい。 ・報告書の様式が次々変わるのはよくないので、慎重に決めていきたい。 ・ホームページで公開していくので、報告内容に加えて、写真や交換名刺の取り扱いなどを整理したい。 ・一度会派に持ち帰って検討いただき、その検討内容を報告書案に反映させたい。 ・会派で視察内容を掌握し整理した中で、代表者から報告書を提出するほうがよい。 《決定事項》 ・会派から報告書を提出することで整理する。 ・ <u>報告書の様式や記載内容について、各会派で検討いただく。</u>	検討継続	①
14	その他	議員研修(全国都市問題会議等)の検討	《主な意見》 ・今年度も中止になると、17期の最終年度に18人が対象となるので、そうなれば議長が選定し認めた研修も対象にしてはどうか。それを踏まえて、18期に向けた検討に入れればよい。 ・研修目的が明確にできたものに対しては、個々でもよいのではないか。内容次第では、全国都市問題会議に固執しなくてもよく、いろいろな研修会に出席できる一定のルールが作れば、理にかなう。 ・最終年度までに残り全員がどこかの研修会に参加できる方向にしていきたい。 ・全国都市問題会議と議長会フォーラムに半数ずつ参加することや、議員一人あたりの単価を算出して政務活動費に上乗せし、目的を持った活動にすることも考えられる。できるだけ活動しやすい形になればよい。 ・この4年間は、全国都市問題会議に参加することが、政務活動費以外の予算で認められているが、それぞれ行き先が違う研修会に参加することになれば、予算措置が難しい。 《決定事項》 ・今年度10月に開催されるかどうか確定してから、もう一度検討したい。 ・ <u>来期に向けて整理していきたいので、各会派で検討いただく。</u>	検討継続	①

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No. 2 本会議場での休憩時間の取り扱い 【機能強化】

《提案内容》

- ・マイボトルの持ち込みと合わせて、休憩時間の設定を検討する。
- ・会議中の離席者を調整する工夫が必要である。

○前回（7/28）の内容

《主な意見》

- ・２人質問して休憩する形を繰り返してはどうか。
- ・本会議中に席を立つことがなくなるように、休憩時間はしっかりと確保すればよい。
- ・連続２人で休憩を挟んでも、日程は大きくずれないのではないか。これまでどおり３日間の日程で可能ではないか。
- ・１日の終わりの時間が遅くなるようであれば、４日間でもよいのではないか。
- ・日程にこだわることなく、４日間で余裕をもって対応してはどうか。できるだけ時間内に終わる日程とするほうが、理事者側も事務局もよいと思うし、アクシデントにも対応できる。
- ・職員の勤務時間のことも含めて、働き方改革の観点からすれば、初めからあまり遅くまでの日程は組めない。
- ・コロナ禍でもあり長時間になることは避けたほうがよい。
- ・日程を１日延ばすことで、後の審議時間が短くなったり、予備日がなくなるのであれば本末転倒である。

《決定事項》

- ・６月議会・９月議会・１２月議会の一般質問については、連続２人までを最大とし、引き続く場合は休憩を挟む。
- ・一般質問３日間と４日間の２案について、休憩時間を考慮したシミュレーションで表にして、次回検討する。（事務局資料作成）

○今回の検討事項

- ・６月議会、９月議会、１２月議会における一般質問のタイムスケジュール及び期間（日数）
 ※６月議会・９月議会・１２月議会における一般質問時間のシミュレーション
 【別紙No. 3】
- ・開始時期 ※議会日程案は、前議会最終日に公開予定。

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No.6 一般質問の個人質問時間配分の変更 【機能強化】

《提案内容》

- ・一般質問の個人質問について、３月議会においても一人２０分を会派に割り当てるという考えではなく、議員一人持ち時間（答弁時間含む）４５分とする。

○前回（7/28）の内容

《主な意見》

～代表質問について～

- ・今の形には違和感があるので、整理できたらよい。質問と答弁を一体にする考え方で、２人目の答弁を前倒しするか、２人目以降を午後にしてはどうか。
- ・できるだけ時間内に終わることを考えると外れることになるので、これまでどおりとするのがよい。
- ・代表質問を１日目に４人集めずに、一般質問の日数を増やし、個人質問と組み合わせ２日目以降にも代表質問を割り当てることで、対応は可能である。
- ・質問と答弁の間が１時間空くことは、本人だけでなく傍聴者のこともあるので、できれば続けて実施するほうが望ましい。
- ・３月議会の日程はハードなので、予備日はしっかり確保していきたい。
- ・２日目以降で工夫ができるのであれば、代表質問２人目の質問と答弁のインターバルをなくしていける。
- ・常に議論できる時間を確保することで通年議会となった。それを生かす方法を考えないといけない。
- ・施政方針に対する代表質問となるので、日程を窮屈にせずしっかりそこで議論していきたい。

～個人質問について～

- ・会派按分するとどうしても時間オーバーしてしまう。せっかく通告しても時間がなくなって質問できなくなることがある。
- ・あくまでも議員個人の質問権であり、会派の按分ではない。
- ・以前は全ての議会で代表質問があり、個人質問を限定する形をとっていたが、今は３月議会だけ従来の形が残っている。議員も答弁込みの個人質問に慣れているので、３月議会も答弁込みの時間設定にしたらい。
- ・３月議会における個人質問の実績が約４０分であることから、答弁含む４０分についても検討したい。年度末で会期を延ばしにくい状況であることから、選択肢の一つとして示したい。

《決定事項》

- ・ 3月議会の個人質問についても、ほかの議会と同様、質問と答弁を合わせた時間設定の形とする。
- ・ 4会派が代表質問を1日で行う先入観は外して検討し、個人質問については、答弁含み40分と45分のシミュレーションを作成する。
(事務局資料作成)

○今回の検討事項

- ・ 3月議会における一般質問のタイムスケジュール及び期間（日数）

※ 3月議会における一般質問時間のシミュレーション

【別紙No.4－1】 一般質問3日間の場合

【別紙No.4－2】 一般質問4日間の場合

※ 3月議会日程案は、12月議会最終日に公開予定。

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No. 1 2 会派の行政視察報告をホームページで公開 【情報共有】

《提案内容》

- ・ 政務活動費の収支報告とともに、会派の行政視察報告についてもホームページに掲載する。

○前回（7/28）の内容

《主な意見》

- ・ ホームページで公開する以上は、統一した様式としたい。
- ・ 報告書の様式が次々変わるのはいくないので、慎重に決めていきたい。
- ・ ホームページで公開していくので、報告内容に加えて、写真や交換名刺の取り扱いなどを整理したい。
- ・ 一度会派に持ち帰って検討いただき、その検討内容を報告書案に反映させたい。
- ・ 会派で視察内容を掌握し整理した中で、代表者から報告書を提出するほうがよい。

《決定事項》

- ・ 会派から報告書を提出することで整理する。
 - ・ 報告書の様式や記載内容について、各会派で検討いただく。
- 各会派報告

○今回の検討事項

- ・ 報告書様式の整理・統一 内容全般、写真や交換名刺の取り扱い 等
 1. 調査報告書 ※幹事長から議長へ報告
〔派遣期間、派遣場所、調査項目、派遣議員、概要（別紙添付）〕
 2. 概要
〔視察先、調査項目、視察の目的、施策等の概要、
考察（現状や事業効果、本市に導入できること、本市に導入した場合の課題）、議員の意見等〕
- ※参考資料参照（令和元年度総務文教常任委員会 委員会調査報告書）
- ・ 公開する時期
※視察報告後もしくは政務活動費の収支報告時 等

令和３年度 議会活性化の検討 ①早期検討

項目No. 1 4 議員研修（全国都市問題会議等）の検討 【その他】

《提案内容》

- ・ 17期はどうするのか。行った人と行かなかった人がいる。（コロナ禍、残りの期間で都市問題会議だけで未だの議員全員が対応できない。議長会フォーラム等、議長が認める研修も含めて全員がどこかに参加できるようにすべき。
- ・ そのうえで、18期に向けたルール作りを1年余で考えていく。

○前回（7/28）の内容

《主な意見》

- ・ 今年度も中止になると、17期の最終年度に18人が対象となるので、そうならば議長が選定し認めた研修も対象にしてはどうか。それを踏まえて、18期に向けた検討に入ればよい。
- ・ 研修目的が明確にできたものに対しては、個々でもよいのではないか。内容次第では、全国都市問題会議に固執しなくてもよく、いろいろな研修会に出席できる一定のルールが作れば、理にかなう。
- ・ 最終年度までに残り全員がどこかの研修会に参加できる方向にしていきたい。
- ・ 全国都市問題会議と議長会フォーラムに半数ずつ参加することや、議員一人あたりの単価を算出して政務活動費に上乗せし、目的を持った活動にすることも考えられる。できるだけ活動しやすい形になればよい。
- ・ この4年間は、全国都市問題会議に参加することが、政務活動費以外の予算で認められているが、それぞれ行き先が違う研修会に参加することになれば、予算措置が難しい。

《決定事項》

- ・ 今年度10月に開催されるかどうか確定してから、もう一度検討したい。
- ・ 来期に向けて整理していきたいので、各会派で検討いただく。
→ 各会派報告

○今回の検討事項

- ・ 第18期に向けたルール作り
※例えば、全国都市問題会議と議長会フォーラムへ、各年度3人ずつ予算措置の上、幹事会で参加者を調整 等
(・今年度の全国都市問題会議が中止になった場合の対応)

6月議会・9月議会・12月議会における一般質問時間のシミュレーション

	現状	3日間実施の場合		4日間実施の場合	
		A案 ＜午前2人＞	B案 ＜午前3人＞	C案 ＜午前2人＞	D案 ＜午前3人＞
1 日 目	6人	7人	7人	5人	5人
	①10:00～10:45 ②10:45～11:30 ③11:30～12:15 昼休憩 (12:15～13:15) ④13:15～14:00 ⑤14:00～14:45 ⑥14:45～15:30 議運（市長出席）	①10:00～10:45 ②10:45～11:30 昼休憩 (11:30～13:00) ③13:00～13:45 ④13:45～14:30 15分休憩 ⑤14:45～15:30 ⑥15:30～16:15 15分休憩 ⑦16:30～17:15 議運（市長出席）	①10:00～10:45 ②10:45～11:30 15分休憩 ③11:45～12:30 昼休憩 (12:30～13:30) ④13:30～14:15 ⑤14:15～15:00 15分休憩 ⑥15:15～16:00 ⑦16:00～16:45 議運（市長出席）	①10:00～10:45 ②10:45～11:30 15分休憩 ③11:45～12:30 昼休憩 (11:30～13:00) ③13:00～13:45 ④13:45～14:30 15分休憩 ⑤14:45～15:30 議運（市長出席）	①10:00～10:45 ②10:45～11:30 15分休憩 ③11:45～12:30 昼休憩 (12:30～13:30) ④13:30～14:15 ⑤14:15～15:00 議運（市長出席）
2 日 目	8人	7人	7人	7人	7人
	⑦10:00～10:45 ⑧10:45～11:30 ⑨11:30～12:15 昼休憩 (12:15～13:15) ⑩13:15～14:00 ⑪14:00～14:45 ⑫14:45～15:30 15分休憩 ⑬15:45～16:30 ⑭16:30～17:15	⑧10:00～10:45 ⑨10:45～11:30 昼休憩 (11:30～13:00) ⑩13:00～13:45 ⑪13:45～14:30 15分休憩 ⑫14:45～15:30 ⑬15:30～16:15 15分休憩 ⑭16:30～17:15	⑧10:00～10:45 ⑨10:45～11:30 15分休憩 ⑩11:45～12:30 昼休憩 (12:30～13:30) ⑪13:30～14:15 ⑫14:15～15:00 15分休憩 ⑬15:15～16:00 ⑭16:00～16:45	⑥10:00～10:45 ⑦10:45～11:30 昼休憩 (11:30～13:00) ⑧13:00～13:45 ⑨13:45～14:30 15分休憩 ⑩14:45～15:30 ⑪15:30～16:15 15分休憩 ⑫16:30～17:15	⑥10:00～10:45 ⑦10:45～11:30 15分休憩 ⑧11:45～12:30 昼休憩 (12:30～13:30) ⑨13:30～14:15 ⑩14:15～15:00 15分休憩 ⑪15:15～16:00 ⑫16:00～16:45
3 日 目	7人	7人	7人	7人	7人
	⑮10:00～10:45 ⑯10:45～11:30 ⑰11:30～12:15 昼休憩 (12:15～13:15) ⑱13:15～14:00 ⑲14:00～14:45 15分休憩 ⑳15:00～15:45 ㉑15:45～16:30 追加提案・付託	⑮10:00～10:45 ⑯10:45～11:30 昼休憩 (11:30～13:00) ⑰13:00～13:45 ⑱13:45～14:30 15分休憩 ⑲14:45～15:30 ⑳15:30～16:15 15分休憩 ㉑16:30～17:15 追加提案・付託	⑮10:00～10:45 ⑯10:45～11:30 15分休憩 ⑰11:45～12:30 昼休憩 (12:30～13:30) ⑱13:30～14:15 ⑲14:15～15:00 15分休憩 ㉑15:15～16:00 追加提案・付託	⑬10:00～10:45 ⑭10:45～11:30 昼休憩 (11:30～13:00) ⑮13:00～13:45 ⑯13:45～14:30 15分休憩 ⑰14:45～15:30 ⑱15:30～16:15 15分休憩 ㉑16:30～17:15	⑬10:00～10:45 ⑭10:45～11:30 15分休憩 ⑮11:45～12:30 昼休憩 (12:30～13:30) ⑯13:30～14:15 ⑰14:15～15:00 15分休憩 ⑱15:15～16:00 ㉑16:00～16:45
4 日 目				2人	2人
				㉒10:00～10:45 ㉓10:45～11:30 追加提案・付託	㉒10:00～10:45 ㉓10:45～11:30 追加提案・付託

3月議会における一般質問時間のシミュレーション（3日間実施の場合）

●数字：代表質問

	現状	個人質問45分／人				個人質問40分／人			
		A1案 ＜午前2人＞	A2案 ＜3日目のみ午前3人＞	B1案 ＜午前2人＞	B2案 ＜3日目のみ午前3人＞	C1案 ＜午前2人＞	C2案 ＜3日目のみ午前3人＞	D1案 ＜午前2人＞	D2案 ＜3日目のみ午前3人＞
1日目	4人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	5人	5人
	①10:00-11:20	①10:00-11:20	同左	①10:00-11:20	同左	①10:00-11:20	同左	①10:00-11:20	同左
	②11:20-12:00	②11:20-12:05		②11:20-12:05		②11:20-12:00		②11:20-12:00	
	昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:00～13:00)		昼休憩 (12:00～13:00)	
	③13:00-13:40	③13:05-14:25		③13:05-14:25		③13:00-14:20		③13:00-14:20	
	④13:40-15:00	④14:25-15:10		④14:25-15:10		④14:20-15:00		④14:20-15:00	
	20分休憩	15分休憩		15分休憩		15分休憩		15分休憩	
2日目	④15:20-16:40	⑤15:25-16:10		⑤15:25-16:45		⑤15:15-15:55		⑤15:15-16:35	
	議運（市長出席）	⑥16:10-16:55		⑥16:45-17:30		⑥15:55-16:35		議運（市長出席）	
		議運（市長出席）		議運（市長出席）					
	8人	7人	7人	8人	8人	7人	7人	8人	8人
	⑤10:00-10:35	⑦10:00-11:20	同左	⑦10:00-11:20	同左	⑦10:00-11:20	同左	⑥10:00-11:20	同左
	⑥10:35-11:10	⑧11:20-12:05		⑧11:20-12:05		⑧11:20-12:00		⑦11:20-12:00	
	⑦11:10-11:45	昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:00～13:00)		昼休憩 (12:00～13:00)	
	昼休憩 (11:45～13:00)	⑨13:05-14:25		⑨13:05-13:50		⑨13:00-14:20		⑧13:00-13:40	
	⑧13:00-13:35	⑩14:25-15:10		⑩13:50-14:35		⑩14:20-15:00		⑨13:40-14:20	
	⑨13:35-14:10	15分休憩		15分休憩		15分休憩		15分休憩	
	⑩14:10-14:45	⑪15:25-16:10		⑪14:50-15:35		⑪15:15-15:55		⑩14:35-15:15	
3日目	20分休憩	⑫16:10-16:55		⑫15:35-16:20		⑫15:55-16:35		⑪15:15-15:55	
	⑪15:05-15:40	15分休憩		⑬16:35-17:20		⑬16:50-17:30		⑫16:10-16:50	
	⑫15:40-16:15	⑬17:10-17:55		⑭17:20-18:05				⑬16:50-17:30	
	9人	8人	8人	7人	7人	8人	8人	8人	8人
	⑬10:00-10:35	⑭10:00-10:45	⑭10:00-10:45	⑮10:00-10:45	⑮10:00-10:45	⑭10:00-10:40	⑭10:00-10:40	⑭10:00-10:40	⑭10:00-10:40
	⑭10:35-11:10	⑮10:45-11:30	⑮10:45-11:30	⑯10:45-11:30	⑯10:45-11:30	⑮10:40-11:20	⑮10:40-11:20	⑮10:40-11:20	⑮10:40-11:20
	⑮11:10-11:45	昼休憩 (11:30～13:00)	15分休憩	昼休憩 (11:30～13:00)	15分休憩	昼休憩 (11:20～13:00)	15分休憩	昼休憩 (11:20～13:00)	15分休憩
	昼休憩 (11:45～13:00)	⑯16:00-16:45	昼休憩 (12:30～13:30)	⑰13:00-13:45	⑰11:45-12:30	⑯16:10-16:50	⑯16:10-16:50	⑯16:50-17:30	⑯16:25-17:05
	⑯13:00-13:35	⑰13:45-14:30	⑰13:30-14:15	⑱13:45-14:30	⑱13:30-14:15	⑰13:40-14:20	⑰13:40-14:20	⑰13:40-14:20	⑰13:15-13:55
	⑰13:35-14:10	15分休憩	⑱14:15-15:00	⑲14:45-15:30	⑲14:15-15:00	⑱14:35-15:15	⑱14:35-15:15	⑱14:50-15:30	⑱13:55-14:35
	⑱14:10-14:45	⑲15:30-16:15	15分休憩	⑳15:30-16:15	⑳15:15-16:00	⑲15:15-15:55	⑲15:15-15:55	⑲15:30-16:10	⑲14:50-15:30
	20分休憩	⑳16:30-17:15	15分休憩	㉑16:30-17:15	㉑16:00-16:45	㉑16:50-17:30	㉑16:50-17:30	㉑16:25-17:05	㉑16:25-17:05
	⑲15:05-15:40	㉑17:15-18:00	㉑17:00-17:45	追加提案・付託	追加提案・付託	追加提案・付託	追加提案・付託	追加提案・付託	追加提案・付託
	⑳15:40-16:15		追加提案・付託						
	㉑16:15-16:50								
	追加提案・付託								

3月議会における一般質問時間のシミュレーション（4日間実施の場合）

●数字：代表質問

	現状	個人質問45分／人				個人質問40分／人			
		E1案 ＜午前2人＞	E2案 ＜3, 4日目午前3人＞	F1案 ＜午前2人＞	F2案 ＜3, 4日目午前3人＞	G1案 ＜午前2人＞	G2案 ＜3日目のみ午前3人＞	H1案 ＜午前2人＞	I案 ＜代表各日トップ＞
1 日 目	4人	5人	5人	5人	5人	6人	6人	5人	6人
	①10:00-11:20	①10:00-11:20	同左	①10:00-11:20	同左	①10:00-11:20	同左	①10:00-11:20	①10:00-11:20
	②11:20-12:00	②11:20-12:05		②11:20-12:05		②11:20-12:00		②11:20-12:00	②11:20-12:00
	昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:00～13:00)		昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:00～13:00)
	③13:00-13:40	③13:05-14:25		③13:05-14:25		③13:00-14:20		③13:00-14:20	③13:00-13:40
	④13:40-15:00	④14:25-15:10		④14:25-15:10		④14:20-15:00		④14:20-15:00	④13:40-14:20
	20分休憩	15分休憩		15分休憩		15分休憩		15分休憩	15分休憩
	④15:20-16:40	⑤15:25-16:10		⑤15:25-16:45		⑤15:15-15:55		⑤15:15-16:35	⑤14:35-15:15
	議運（市長出席）	議運（市長出席）		議運（市長出席）		議運（市長出席）		議運（市長出席）	議運（市長出席）
2 日 目	8人	6人	6人	6人	6人	6人	6人	7人	7人
	⑤10:00-10:35	⑥10:00-11:20	同左	⑥10:00-11:20	同左	⑦10:00-11:20	同左	⑥10:00-11:20	⑥10:00-11:20
	⑥10:35-11:10	⑦11:20-12:05		⑦11:20-12:05		⑧11:20-12:00		⑦11:20-12:00	⑦11:20-12:00
	⑦11:10-11:45	昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:05～13:05)		昼休憩 (12:00～13:00)		昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:00～13:00)
	昼休憩 (11:45～13:00)	⑧13:05-14:25		⑧13:05-13:50		⑨13:00-14:20		⑧13:00-13:40	⑧13:00-13:40
	⑧13:00-13:35	⑨14:25-15:10		⑨13:50-14:35		⑩14:20-15:00		⑨13:40-14:20	⑨13:40-14:20
	⑨13:35-14:10	15分休憩		15分休憩		15分休憩		15分休憩	15分休憩
	⑩14:10-14:45	⑩15:25-16:10		⑩14:50-15:35		⑪15:15-15:55		⑩14:35-15:15	⑩14:35-15:15
	20分休憩	⑪16:10-16:55		⑪15:35-16:20		⑫15:55-16:35		⑪15:15-15:55	⑪15:15-15:55
	⑪15:05-15:40							⑫16:10-16:50	⑫16:10-16:50
	⑫15:40-16:15								
3 日 目	9人	7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人
	⑬10:00-10:35	⑫10:00-10:45	⑫10:00-10:45	⑫10:00-10:45	⑫10:00-10:45	⑬10:00-10:40	⑬10:00-10:40	⑬10:00-10:40	⑬10:00-11:20
	⑭10:35-11:10	⑬10:45-11:30	⑬10:45-11:30	⑬10:45-11:30	⑬10:45-11:30	⑭10:40-11:20	⑭10:40-11:20	⑭10:40-11:20	⑭11:20-12:00
	⑮11:10-11:45	15分休憩	⑭11:45-12:30	15分休憩	⑭11:45-12:30	15分休憩	⑮11:35-12:15	⑮11:35-12:15	⑮13:00-13:40
	昼休憩 (11:45～13:00)	昼休憩 (11:30～13:00)	昼休憩 (12:30～13:30)	昼休憩 (11:30～13:00)	昼休憩 (12:30～13:30)	昼休憩 (11:20～13:00)	昼休憩 (12:15～13:15)	昼休憩 (12:00～13:00)	昼休憩 (12:00～13:00)
	⑯13:00-13:35	⑭13:00-13:45	⑮13:30-14:15	⑭13:00-13:45	⑮13:30-14:15	⑮13:00-13:40	⑯13:15-13:55	⑮13:00-13:40	⑮13:00-13:40
	⑰13:35-14:10	⑮13:45-14:30	⑯14:15-15:00	⑮13:45-14:30	⑯14:15-15:00	⑯13:40-14:20	⑰13:55-14:35	⑯13:40-14:20	⑯13:40-14:20
	⑱14:10-14:45	15分休憩	15分休憩	15分休憩	15分休憩	15分休憩	15分休憩	15分休憩	15分休憩
	20分休憩	⑰14:45-15:30	⑰15:15-16:00	⑰14:45-15:30	⑰15:15-16:00	⑰14:35-15:15	⑰14:50-15:30	⑰14:35-15:15	⑰14:35-15:15
	⑲15:05-15:40	⑱15:30-16:15	⑱16:00-16:45	⑱15:30-16:15	⑱16:00-16:45	⑱15:15-15:55	⑲14:50-15:30	⑱15:15-15:55	⑱15:15-15:55
	⑳15:40-16:15	15分休憩		⑳16:30-17:15		⑲16:10-16:50	⑲15:30-16:10	⑲16:10-16:50	⑲16:10-16:50
	㉑16:15-16:50	⑲16:30-17:15							
	追加提案・付託								
4 日 目		3人	3人	3人	3人	2人	2人	2人	2人
		⑲10:00-10:45	⑲10:00-10:45	⑲10:00-10:45	⑲10:00-10:45	㉑10:00-10:40	同左	㉑10:00-10:40	㉑10:00-11:20
		㉑10:45-11:30	㉑10:45-11:30	㉑10:45-11:30	㉑10:45-11:30	㉑10:40-11:20		㉑10:40-11:20	㉑11:20-12:00
		15分休憩	15分休憩	15分休憩	15分休憩	追加提案・付託		追加提案・付託	追加提案・付託
		昼休憩 (11:30～13:00)	㉑11:45-12:30	昼休憩 (11:30～13:00)	㉑11:45-12:30				
		㉑13:00-13:45		㉑13:00-13:45					
		追加提案・付託		追加提案・付託					



令和元年6月11日

亀岡市議会議長 齊藤 一義 様

総務文教常任委員長 福井 英昭

委員会調査報告書

当委員会で調査した事件の調査結果について、亀岡市議会会議規則第110条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 派遣期間 令和元年5月8日（水）～5月10日（金）
- 2 派遣場所 山口県周南市、山口県防府市、山口県岩国市
- 3 調査項目
 - （1）公共施設再配置の取り組みについて（周南市）
 - （2）定住促進事業について（防府市）
 - （3）防災減災の取り組みについて（岩国市）
- 4 派遣委員
福井 英昭、木村 勲、三上 泉、浅田 晴彦、山本 由美子、
松山 雅行、木曾 利廣、石野 善司
- 5 概 要 別紙のとおり

視 察 概 要

◎ 5 月 9 日（木）

山口県防府視察

10時00分～12時00分

<調査事項>

（１）定住促進事業について

説明者 総合政策部 総合政策課 担当者

産業振興部 商工振興課 担当者



防府市からの歓迎挨拶（議会事務局）



視察の始めにあたり、福井委員長挨拶



防府市担当者からの説明



質疑

視察先	山口県防府市（平成31年5月9日（木）） （人口：117,460人、面積：189.37km²）
調査項目	・定住促進事業について
視察の目的	全国的に急激な少子高齢化、及びそれに伴う人口減少が進行する中で、各地方自治体においては、人口減少社会に対する対策が、喫緊の課題となっている。 本市においても、平成12年以降続く人口減少を食い止め、将来にわたり活力のあるまちを維持するために、UJIターンなどによる市外からの移住者を増やすとともに、婚活事業等によって、少子高齢化に歯止めをかけるなどの対策を通じて、定住者も増やすことを目的として、各種の移住・定住促進施策を実施しているところである。 防府市においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」により「産み・育む」「学ぶ」「働く」「住む」「創る」の流れを確立するための取り組みを進めている。人口減少の歯止めとして効果を上げている事例を学び、参考とするために、視察調査を行うこととする。
施策等の概要	●定住促進事業について 防府市では、明るく元気で豊かな都市をめざし、地域で「ひと」をつくり、その「ひと」が「しごと」をつくり「まち」をつくるために、5つの基本目標による好循環の形成をめざしている。 基本目標1 産み・育む 若い世代の希望をかなえる結婚・出産・子育て環境の創造) 基本目標2 学ぶ 未来を拓く地域教育力の再生 基本目標3 働く 産業振興による新たな雇用の創出 基本目標4 住む 防府市への人材の定着・還流・移住の推進 基本目標5 創る 元気みなぎるコンパクトシティの形成 相談窓口 山口県と連携し、移住希望者に向けた情報発信や支援の充実等を図る。 ① 情報収集 ホームページ、フェイスブック、ガイドブックによる情報発信

	移住フェアへの出展 ほうふU J I ターン短信の送付 Y Y ! ターン支援交通費補助 やまぐちY Y ターンパスポート 市内案内 ② 仕事を探す 山口しごとセンターを活用した支援 ③ 住宅を探す 防府市定住促進住宅情報バンク ④ 移住後のつながり やまぐち移住倶楽部 新規就農支援 J A 共販部会品目を中心に「産地提案型」の受入体制づくりを推進 <参考：本市の現状> 移住促進策として、ホームページやSNS等による情報発信の強化、補助金制度の拡充や、セミナー等での相談体制の強化による移住希望者等への支援の充実、空き家バンク制度の活性化による市内の空き家の利活用の推進等を実施している。また、少子化対策としての婚活イベントも実施している。 (具体的取組み) ○情報発信 ・移住希望者の窓口となる市 WEB サイトの移住促進ページの改修、移住希望者向けの本市概要紹介マップの作成 ・移住フェア・セミナーへの出展（セミナー8回、フェア2回） ○補助金や支援制度の充実 ・【移住促進特別区域】受け入れ態勢強化補助 上限50万円 ・【移住促進特別区域】空き家改修補助 上限180万円 ・【移住促進特別区域】家財撤去補助 上限 10万円 ・子育て世帯のUターン補助 上限 20万円 ・カフェ等の開業補助 上限 20万円 ・婚活イベント実施 5回 ○住居や仕事の提供 ・空き家バンク制度の充実（空き家提供呼びかけ強化、相談会の充実）
--	--

	・移住者と地元企業とのマッチング強化 ○「離れ」にのうみによる移住・定住対策 ・「離れ」にのうみを、移住希望者に生活体験をしていただくお試し住宅として、また観光振興を図るための宿泊施設として運営 ・「離れ」にのうみと連動した移住・定住関係イベント開催 ・城下町を始めとする体験型観光モデルコース開発
考察	(現状や事業効果) 連携 ○移住希望者に向けた情報発信や支援体制充実のため、県をはじめとして様々な関係者、関係団体と連携している。 ○山口県中山間地域づくり推進課と防府市施策推進課が連携し、やまぐち暮らし支援センター（東京・大阪・山口）が中心情報発信をしている。 情報提供 ○移住希望者への情報発信として、ホームページ、フェイスブック、ガイドブック、移住フェア、ほうふ UJI ターン短信の送付（今年度からメール配信）、移住前に現地を見学するための YY! ターン支援交通費補助（県の事業）、YY! ターンパスポート（県の事業）、無料で市内案内（市の事業）など実施している。 支援 ○移住希望者の、①情報を収集する（WEB ページやガイドブック、移住フェア、市内見学等）、②仕事を探す（県のしごとセンターを活用した移住希望者就職支援）、③住宅を探す（定住促進住宅情報バンク）、④移住後のつながり（やまぐち移住倶楽部などネットワークづくり）などのニーズに応える様々な事業を展開している。 ○移住希望者への就職支援では、今年度から、幅広い世代の県内就職に対する支援強化が行われている山口しごとセンターを活用してもらうよう誘導している。山口しごとセンターでは「やまぐちジョブナビ」という求職者と企業のマッチングサイトがあるので、こちらの活用も進めている。今年度、地方創生推進交付金の交付対象事業として移住支援金制度が始まるので「やまぐちジョブナビ」を改修して、マッチングを更に進めていく。登録企業を増やすよう、市の商工会議所担当と連携を図っている。 ○移住希望者の住宅支援では、防府市定住促進住宅情報バンク制度

があり現在10件登録されている。制度は平成24年度に創設したが、しばらく登録がなかった。理由は、最初の目的が中山間地域の活性化のためで、市場に流通していない物件の登録を目指していたが登録に結びつかなかったため、平成28年度から制度改正を行い不動産会社と媒介契約を締結している物件を対象に宅建協会の協力を得て登録を増やしてきた。今年度から国土交通省が運用する「全国版空き家・空き地バンク」へも登録物件を掲載予定。防府市三世代同居定住促進事業補助金制度を創設し、今年度から実施している。

○移住後のつながり支援として、移住者同士の交流や情報交換、相談を行うネットワークとして「やまぐち移住倶楽部」がある。年3回程度、県内で交流会を開催。防府市に移住された方の加入者は10名。移住後のフォローも県と連携し行っていく体制となっている。

○働きやすい職場を増やすため「ほうふ幸せます働き方推進企業」認定制度を導入。

○若者の地元定住を目的に、商工会議所が防府市企業ガイドブック「ハウフル」を作成し、市内の高校1年生を対象に配布。（若者就業機会拡大事業）

○UJIターンを増やす取り組みとして、市の情報を年4回メールで配信。県の補助制度を利用し、移住したい人の往復交通費の一部を補助している。

実績

○女性の活躍応援・人材確保支援事業や新規就農者支援などの取り組みなどにより、Uターンでの就農実績が数件ある。

○これまでに移住された9世帯の中では、若い人はマンション、年配者は一般住宅に住まれることが多い。

（本市に導入できること）

若者向けの情報発信

○亀岡の魅力とともに、地元の企業の魅力や頑張りを紹介する、若者向けの出版や情報発信ができるとよい。

○地元の若者に定住してもらえるように、地元企業の紹介や働きやすい環境をアピールする取り組みを行う。

○若者の定住を目的に、求人票だけでは伝えきれない市内企業の魅力や企業情報を発信するガイドブックの作成。

企業との連携

- 働きやすい職場を増やすため「誰もが働きやすい職場環境の形成」に取り組んでいる企業であると認定する制度の導入。
- 瀬戸内海に近い防府市には、大手企業が多く、市と企業が上手く連携して就職まで案内できる強みがある。亀岡市も通勤可能な企業と連携し、アピールできるよう土台づくりが必要である。

移住ナビの充実

- 全国移住ナビ（亀岡市）を充実させる。

離れにのうみの運用

- 移住定住促進施設「離れにのうみ」はあるが、移住定住促進のための情報発信は、もう少し力を入れて、本来の趣旨に沿った運用ができるようにする。

（本市に導入した場合の課題）

府や企業等との連携

- 県と市が連携してされている事業が多いが、亀岡市独自ではそれだけの事業はできない。
- 京都府との連携・推進が必ず必要である。京都府（東京事務所）の活用をすべきである。
- ガイドブック作成にあたり、企業や商工会議所の協力を得ることができるか。
- 働きやすい企業の認定制度の導入については、市独自の制度として実施するというより、府や国が行っている取組みがあれば市民の方に周知するための仕組みづくりを望む。（くるみん認定、プラチナくるみん認定企業を周知するための取組み）
- 本市には、山口しごとセンターのような施設がないので、ハローワークとも連携して就職希望者と地元企業へのマッチング機会を提供し、移住・定住に繋がられないか。（全国移住ナビの「仕事をみる」に登録企業を増やせないか）
- 企業数が少なく、働く選択肢が少ない。
- 企業、就業農業、いずれもどれだけ支援できるかによるので、しっかりとした計画をたてる必要がある。

（今後の検討）

- Iターン、Jターン、Uターン、それぞれ違うターゲットであるので、それぞれに応じたアプローチはどのようなものが有効なの

	かを検討する必要がある。 ○若者に、生まれ育った亀岡に住みながら地元企業、近隣の大阪、神戸での就職も視野に入れてもらえるように、相談など積極的に行うなど、定住を促進する取り組みを検討する必要がある。 ○亀岡市は、京都市に近い、京都市内への就職も多くなることは仕方がないが、亀岡に住居を置いてもらえる環境を整える。 ○本市として、庁内各部署の連携と移住受け入れの更なる支援（仕事・住居・子育て）が必要であると考えている。 ○本市においても、府や2市1町と連携を図り、さまざまな取り組みを進めているが、定住促進事業の中で、「住む」「働く」のサポートの充実が必要だと感じた。
委員の意見等	○移住定住施策の中で、補助金関係のみでは真の有効な施策にはならない。仕事探しの支援や、移住後のコミュニティ形成等の支援も必要ではないか。 ○「おいでませ山口へ」というフレーズが小さいころから耳に慣れ親しんでいるが、それだけ、各市町村と山口県がしっかりと連携してオール山口で県への移住定住を促進しているのがよくわかる。京都はそのような感覚はないので、それぞれの自治体のがんばりしかないのだろうか。 ○地産地消、亀岡で生まれて、亀岡で働き、亀岡で住む・・・それが可能になるようなまちづくり。市外から来てもらうことも大事だが、高卒で流出する人口を抑制する。あるいは大学に行っても地元に戻って就職する若者を増やす。そのために、何をすべきか検討が必要である。 ○本市でも移住や定住促進の為に、様々な取り組みをなされているが特に移住者にとっての目玉を作る必要がある。 ○インターネットで「移住」と打てば、「亀岡」と出て、「亀岡 移住支援 最強」「亀岡 移住 して良かった」など目にとまるフックの部分が必要であり、ソフトの部分の改め、移住に対しての予算を投入できるよう財源確保が必須。移住支援を民間に託しても良いかと考える。 ○今回の視察研修を受けて、移住希望者に対して更なる情報発信を、京都府と連携をして行うべきと考える。また、移住者への補助金や支援制度を再度点検して、更なる充実を考え、空き家バンクや地元企業とのマッチングを推進し、今まで以上に、農業の就

	農支援、後継者育成に取り組むべきと考える。 ○防府市では、移住希望者のターゲットを絞らず幅広い層を対象にされ、移住定住にむけての補助金制度も多く創設されているわけではないが、移住希望者にむけた情報発信から移住後のフォローまで、県と連携しながらきめ細かな支援をされている点が参考になった。
--	---

幹事長（会派代表者）討論（案）

【目的】

市政の在り方や、重点施策・課題等、所管をまたぐものも含めたものをテーマとして、各会派の幹事長または代表者が、市長と直接、「討論」を行い、その議論を今後の市政運営や施策へ反映させることで、市民の負託に応えるとともに、市民福祉の増進につなげていく。

【日程】 9月議会終了後 10月中に実施

※ 討論内容（項目）の通告は、会派会議および幹事長会議（正副議長含む）を経て、内容（項目）を決定の上、速やかに執行部に送付する。

※ 討論内容（項目）の通告は、幹事長討論実施日の1週間前までに行う。

【場所】 議場

【討論者】 各会派の幹事長または代表者と市長

※ 討論者は質問席、市長は演台（仮設）において発言。

※ 討論者以外の全議員、市長以外の理事者も出席。

【討論時間】 1会派30分以内（市長発言含む）

【その他】

通告の項目数等は、特に制限しないが、討論が時間内に終了できる範囲内とする。

討論は、公開とする。（傍聴は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ可とする。）

但し、インターネット中継等を行わないものとする。

《一般質問との違い》

市政の在り方や、重点施策・課題等、より大きなテーマ（全ての所管をまたぐことができる）

で、論点をしばって議論を戦わせることができる。ある意味、ディベートの性格をもつ。

討論形式により、一般質問のように憲政や所管、また施策別に関係なく、議論を深めることができる。